

平成20年12月4日付津市監査委員告示第11号公表分

(1) 環境部

ア 環境保全課

監査の結果	旅費の支給について、平成19年10月11日、同月12日の大阪府富田林市等への出張に係る日当2,600円(2日分)は、津市職員等の旅費に関する条例等に定める減額調整の結果、支払われるべきでなかったことから、その是正を指摘した。
措置の内容	日当を支払ったことが不適切であったため、平成20年5月12日に戻入の措置を行った。

イ 白銀環境清掃センター

監査の結果	平成19年度ごみ搬入道路等清掃業務を地元自治会に委託しており、その業務内容は、ごみ搬入道路・側溝の清掃業務等を年4回実施するものであるが、着手前、作業中及び完成後の写真の提出を求めておらず、業務の履行状況が十分に確認できないことから、その提出を求め、適正に業務委託契約の履行状況を確認されたい。
措置の内容	平成20年度の実施業務から写真の提出を求めた。

(2) 農林水産部

ア 農林水産政策課

(ア) 交付金の執行について

監査の結果	津北部、津中部及び津南部地区の農政推進協議会に対し、平成19年度地区農政推進協議会交付金を交付しているが、これらの協議会から提出された交付申請書、実績報告書などの記載内容が簡略化されているため、事業の内容及びその実績が十分に把握できないことから、これらの事項を詳細に記載するよう指導されたい。
措置の内容	平成20年度の実績報告から事業報告を詳細に記入するよう改善を指示した。

(イ) 補助金の執行について

監査の結果	集落営農組織を対象に農業用共同利用機械等購入補助金を交付しているが、同課では、その利用実態調査を実施していなかったことから、定期的にこれを調査するとともに、当該農業用機械の処分制限に関し、津市補助金等交付規則第17条ただし
-------	---

	書に基づく処分制限期日を定め、適正な補助金の執行に努められたい。
措置の内容	平成20年度から農業用共同利用機械等購入補助金対象機械について、毎年度末に利用状況報告を提出させるよう措置を講じた。処分制限期日については、新たに交付決定を行うものから減価償却資産の耐用年数等に関する省令を準用することとし、交付条件として所定の期日を明記することとした。

#### イ 農業基盤整備課

##### (ア) 公有財産の売却に係る対価の算定方法について

監査の結果	久居地内の用途廃止した水路敷（約76平方メートル）の売却について、同課の説明によると、当該水路敷の固定資産税評価額相当額（1平方メートル当たり94円）を対価として売却（売却後の用途は宅地）したとしているが、地方自治法第237条第2項の趣旨を踏まえ、公有財産の売却に当たっては、合理的に適正な対価を算定するよう、その算定方法を見直されたい。
措置の内容	当該事務の関係部局とも調整を行い、売却面積の規模及び申請地周辺の土地利用状況を十分考慮し、適正な売却価額を算定することとした。

##### (イ) 業務委託契約等の履行状況の確認について

監査の結果	平成19年度大沢池用水ポンプ管理操作に係る業務委託契約における除草業務について、仕様書に定める着手前、作業中及び完成後の写真を整理した写真帳が提出されておらず、また、平成19年度安原池跡地管理業務委託契約における除草等管理業務については、その完成写真の中に、同課が所管する平成19年度津土地改良事業団体協議会補助金の実績報告書に添付された安原池跡地への景観作物（コスモス）の作付けに係る写真と同様の写真が複数含まれていたことから、業務委託契約等の履行状況の確認が十分とは言えず、適正にこれを確認されたい。
措置の内容	受託者である自治会等に業務内容の説明を行うとともに、必要に応じて業務に係る仕様書の見直しを行い、履行状況を適切に確認できるよう措置した。

(ウ) 補助金の執行について

監査の結果	市単土地改良事業補助金は、自治会等補助金交付申請者が業者に依頼して補助対象事業を行う場合、当該補助金交付申請者が3者から見積書を徴取し、その最低見積価格に補助率を乗じて補助金額を算定するものであるが、一部の平成19年度補助金交付申請書に添付された3者からの見積書は、いずれもその様式及び一部異なる字体を使用した箇所が同じであった。同課では、設計書による見積価格の妥当性を検討されてはいるものの、補助金額に影響する当該見積書の妥当性は検討されていなかったことから、補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、津市行財政改革大綱の「補助金に係る交付指針」(以下「補助金交付指針」という。)の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。
措置の内容	当該補助金の執行に当たり、申請者である自治会等農業関係者への確認、指導を引き続き行うとともに、必要に応じて見積書を提出した業者へも直接確認を行い、提出書類の妥当性の検討をこれまで以上に行うこととした。

(3) 下水道部

ア 下水道政策課

監査の結果	平成20年2月26日の公共交通機関を利用した四日市市への出張について、その支出した日当は過払いであったことから、その是正を指摘した。
措置の内容	旅費を受領した出張者から平成20年8月25日に納入された。

イ 下水道施設課

(ア) 業務委託契約の履行状況の確認について

監査の結果	平成19年度排水機場操作業務委託契約は、受託者が毎月1回以上履行しなければならない各計器盤に係る点検について、その結果を直ちに本市に報告するよう定め、平成19年度樋門操作業務委託契約においても、受託者が定期的に履行しなければならない樋門の巡視点検について、同様の定めがあるが、これらの点検結果が報告されていなかったことから、その報告の
-------	---

	徹底を指導の上、適正に業務の履行状況を確認されたい。
措置の内容	報告されていなかった点検結果について、受託者から点検結果の報告を受け、業務の履行状況を確認した。また、報告の徹底を指導した。

(イ) 行政財産使用許可に係る教示について

監査の結果	行政財産の使用許可書には、使用期間、使用上の制限などの条件が付されているが、不服申立てに係る教示はしているものの、処分の取消しの訴えに係る教示をしていなかったことから、行政財産の使用許可に当たっては、行政事件訴訟法の定めるところにより、これを教示されたい。
措置の内容	行政事件訴訟法の定めるところにより、行政財産の使用許可書に処分の取消しの訴えに係る教示を行った。

(ウ) 行政財産使用料の納期限について

監査の結果	津市会計規則第11条第3項は、納入通知書に指定する納期限について、法令又は契約に特別な定めがあるものを除き、その発行の日から15日以内においてこれを定めなければならないとしているが、一部の行政財産使用許可に係る使用料の納入通知書に指定された納期限は、その発行の日から50日を超えて定められていたことから、同項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。
措置の内容	津市会計規則第11条第3項の規定に基づき、適正な納期限を定め、納入通知書を発行した。

(4) 水道局

ア 水道総務課

監査の結果	<p>行政財産使用料の算定について、水道局庁舎内に自動販売機を設置するため、その設置業者に行政財産使用許可をしているが、当該使用料の算定については、津市財産に関する条例に準じて土地及び建物に係る使用料をそれぞれ算定し、これを合算して徴収すべきところ、土地に係る使用料が合算されていなかったことから、これを是正されたい。</p> <p>また、電話柱の支線設置のため、その設置業者に4件の行政財産使用許可をしているが、そのうち1件のみ当該使用料を免除していた。当該使用料については、他の3件と取扱いを異に</p>
-------	--

	する理由はないことから、これを是正されたい。
措置の内容	<p>水道局庁舎内の自動販売機設置に係る使用料については、平成20年度分から土地及び建物に係る使用料をそれぞれ算定し、これを合算して徴収するよう改めた。</p> <p>また、電話柱の使用料については、平成20年度分から電気通信事業法施行令に基づき算定を行うよう改めた。</p>

イ 工務課

(ア) 業務委託契約の履行状況の確認について

監査の結果	<p>平成19年度配管敷除草作業業務委託契約は、4自治会に年2回の除草作業を委託しており、その履行状況の確認については、現地確認のほか、実施作業報告書による確認も行われているが、一部自治会において、1回目と2回目の実施作業報告書に同じ施工写真が添付されていたことから、適正にこれを報告するよう指導されたい。</p>
措置の内容	<p>指摘のあった自治会に対し、適正な報告をするよう指導し、平成20年度の第2回実施報告書から改めた。</p> <p>また、他の3自治会に対しても、実施報告書の作成要領などについて、改めて指導した。</p>

(イ) 水道局設計積算システム用機器の賃貸借契約について

監査の結果	<p>同契約は、平成20年3月末日に賃借期間が満了となり、平成20年度から新たな機器の賃貸借契約（以下「新契約」という。）を締結する予定であったが、新契約で使用するシステムの基本ソフトが同年1月末日に生産を中止することが判明したため、従来の契約に加え、新契約を予定より2か月早めて締結した。</p> <p>ところが、当該基本ソフトの製造会社のホームページを見ると、新契約の起案日の1か月以上前に平成20年6月末日までの生産延長を発表されていたことから、早期に新契約を締結する必要はなく、従来の契約と重複した2か月間の当該機器賃借料約35万5,000円の支出が生じた。このような支出は、全庁的に経費節減に努める中、望ましいものではなく、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
措置の内容	<p>今回の要因となった正確な情報の入手など、適正な契約事務</p>

	の執行について契約事務担当職員に指導した。
--	-----------------------

ウ 浄水課

監査の結果	平成19年度久居水道事業所施設用地（配水場等）除草業務委託契約に係る業務の履行状況の確認について、受託者から提出された着手前、作業中及び完成後の写真は、同一場所、同一方向から撮影された写真でないため、業務の履行状況が十分に確認できないことから、その是正を指導の上、適正に業務委託契約の履行状況を確認されたい。
措置の内容	平成20年度第2回（10月実施分）から委託業務着手前の現地説明時に業務履行状況が確認できるよう適切な撮影方法について指導を行った。 なお、履行状況の確認については、写真とは別に現地確認も行い、適正に実施されていることを確認した。

(5) 市民部

ア 市民課

監査の結果	行政ファクシミリ職務代理人氏名変更業務手数料について、8万1,900円を受託業者に支払っていたが、当該業務は、別途契約しているファクシミリ機器の保守点検業務委託の仕様書に業務内容として含まれており、二重払いとなっていたことから、その是正を指摘した。今後は、事務処理方法を再点検し、再発防止に努められたい。
措置の内容	当該手数料は、平成20年10月20日に戻入した。 また、担当者、管理監督者ともに保守委託業務契約条項に基づき委託業務内容の確認及び審査を行い、再発防止に努めている。

イ 人権課

監査の結果	人権擁護事業補助金は、津市人権擁護委員会の活動を支援するため、毎年度交付しているが、平成19年度補助金の実績報告書等を見ると、補助金が充当された郵便切手の購入費1,540円の領収書の日付は、平成19年3月25日となっていた。本来であれば、平成18年度分の支出経費として処理するものであったことから、同委員会に指導を行うとともに、所要の措置を講じられたい。
-------	---

措置の内容	人権擁護委員会会長に対し、当該郵便切手購入費を平成19年度の支出から平成18年度の支出に訂正するよう指導し、その処理を終えた。
-------	---

#### ウ 地域調整室

監査の結果	人権・同和問題事業補助金について、平成20年1月17日、同月18日に地域自治会連絡会議が実施された伊勢市への視察研修に係る平成19年度補助金の実績報告書を見たところ、同補助金の経費として充当された昼食代及び用紙代の支出については領収書による確認をしておらず、また、宿泊費については実績報告書に領収書は添付されているものの詳細な記述がなく、公金の使途としての妥当性を審査し難いものであったので、補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。
措置の内容	地域自治会連絡会議が平成20年度に実施した視察研修に係る実績報告書については、補助金が充当された全ての経費について領収書等による詳細な確認を行った。

### (6) 健康福祉部

#### ア 福祉政策課

監査の結果	被災者に支給される災害見舞金については、被災者の一刻も早い立ち直りを支援するという趣旨から、毎月、前渡資金により現金を保管しているが、前渡資金の受入手続が遅れている月があったことから、災害見舞金の趣旨を踏まえ、適正にこれを処理されたい。
措置の内容	前渡資金の受入れを早めに行うとともに、受払いの精算についても受入れと精算との空白期間が生じないように、事務処理を行った。

#### イ 障がい福祉課

監査の結果	高齢者及び障害者住宅改造事業補助金について、その交付の対象となる経費にあつては、同補助金交付要綱で、手すりの取付け、段差の解消など、住宅改造に要する費用となつてるところ、平成19年度補助金の実績報告書において、諸経費を含めた請求額を交付対象経費としていたが、その内容が記載され
-------	--

	ていなかった。諸経費には清掃費など、交付対象経費以外の費用も含まれる場合が考えられることから、補助金額の確定に当たっては、諸経費の内容を十分に確認の上、適正にこれを処理されたい。
措置の内容	当該諸経費について、施工事業者を確認したところ、運搬費27,371円、養生費12,629円であったことから、交付対象経費であることを確認した。

ウ こども総合支援室

監査の結果	ファミリー・サポート・センター事業については、平成20年3月に同センターの報酬等に関する基準を改正し、報酬の中から「児童の送迎に伴い提供会員が負担した交通費」を削除したが、同センターのホームページでは「交通費は依頼会員が実費負担」と告知していたため、当該告知を削除されたい。
措置の内容	当該事業の受託団体に対し、同センターのホームページの記載内容を改正するよう指示し、当該告知は削除された。

(7) 建設部 (津南工事事務所)

監査の結果	業務委託契約に係る印紙税額について、平成20年度南道維持第1-7号一志地区路肩等草刈業務委託契約書(契約金額588万円)に貼付された収入印紙の税額は2,000円であったが、当該契約金額に応じた印紙税額は1万円であることから、当該受託者に対し印紙税法を遵守するよう指導されたい。
措置の内容	受託者に指導したところ、直ちに契約金額に応じた収入印紙を契約書に貼付された。

(8) 市立学校

ア 東橋内中学校

監査の結果	毒物・劇物の管理状況について、次のとおり不適切であったので、所要の措置を講じられたい。 (ア) 一部毒物の管理記録上の残量表示と実残量が不一致 (イ) 一部毒物容器の毒物表示が不表示 (ウ) 毒物・劇物以外の試薬の混在保管
措置の内容	監査の結果(ア)について、管理記録簿への記録漏れであったので、これを記入した。 同(イ)について、毒物容器に表示した。



	同（ウ）について、毒物・劇物以外の試薬に分類して整理した。
--	-------------------------------

イ 敬和小学校

監査の結果	劇物の管理状況について、一部劇物容器の劇物表示が不表示であったので、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	劇物容器に表示した。